

# 登園許可証（医師記入）

保護者の皆様へ

下記の疾患に罹患した場合は、医師に記入して頂く、『登園許可証』が必要です。  
書式は、医療機関のものでも、園のものでも、構いません。

又、医療機関により、有料となる場合もありますので、予めご了承下さい。

主治医の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、  
下記の感染症について登園許可証の作成をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの  
健康状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

八千代保育園園長殿	在園児氏名 _____
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったと判断しましたので	
令和 年 月 日より登園を許可します	
令和 年 月 日	
医療機関名	印又はサイン
医師名	

該当疾患に☑を（インフルエンザは型の記入も）お願いします

病名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
インフルエンザ（ ）型	発症後5日経過、かつ解熱後3日経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日経過、 かつ全身状態が良好になるまで
結核	感染の恐れがなくなつたと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失して2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好である、又は 5日間の適正な薬物療法が終了するまで
流行性角結膜熱	病状により、医師が感染の恐れがないと判断してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O-26, O-111 等)	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	